**平成３０年度版**

安芸高田市

放課後児童クラブのしおり



**目次**

施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.１

**Ⅰ　安芸高田市放課後児童クラブの運営内容**

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２

　　２　対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２

　　３　実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２

　　４　開会時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２

　　５　主な活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.３

　　６　費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.３

　　７　定員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.３

　　８　連絡事項・注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.３

**Ⅱ　利用手続き（平成３０年度利用）**

　　１　平成３０年４月から利用を希望する方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.６

　　２　長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方・・・・・・・・・　P.７

　　３　申込事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.７

　　４　入会取り下げ・退会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.８

　　５　利用の取消しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.８

　別添１　ご利用手続きの流れ

　別添２　記入例

**安芸高田市**

**問い合わせ先・・・安芸高田市　子育て支援課（0826）47-1283**

【 平成３０年度　放課後児童クラブ 一覧】（予定）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 小学校区 | 施　設　名 | 定員 | 所在地 | 電話番号 |
| 吉田小学校  吉田小学校 | イルカクラブ（１）  （1年生対象）  イルカクラブ（２）  （2・3年生対象） | 40人  40人 | 吉田町吉田1970 | ４２－５００８ |
| 吉田小学校 | 第２イルカクラブ  （4・5・6年生対象） | 30人 | 吉田町吉田866  (吉田小学校内) | ４２－１０６０ |
| 可愛小学校 | にこにこクラブ | 50人 | 吉田町山手1665-3  (可愛小学校内) | ４３－００３４ |
| 郷野小学校 | 郷野児童クラブ | 40人 | 吉田町上入江1986-1  (入江保育園隣) | ４３－１０１５ |
| 八千代小学校 | 刈田児童クラブ | 30人 | 八千代町勝田1647 | ５２－３３２３ |
| 八千代小学校 | 根野児童クラブ | 40人 | 八千代町上根1375 | ５２－２８７４ |
| 美土里小学校 | めだか児童クラブ  （1・2・3年生対象） | 40人 | 美土里町本郷4535-2  (美土里小学校内) | ５４－１０３０ |
| 美土里小学校 | 第2めだか児童クラブ  （4・5・6年生対象） | 35人 | 美土里町本郷4535-2  (美土里小学校内) | ５４－１２６６ |
| 船佐小学校 | ふなさ児童クラブ | 25人 | 高宮町佐々部983-13  (たかみや人権会館内) | ５７－１０８０ |
| 来原小学校 | くるはら児童クラブ | 25人 | 高宮町原田2267-1  (プラタナス内２階) | ５７－０３０５ |
| 甲田小学校  甲田小学校  甲田小学校 | 甲田児童クラブ（１）  （1・2年生対象）  甲田児童クラブ（２）  （3・4年生対象）  甲田児童クラブ（３）  （5・6年生対象） | 40人  40人  40人 | 甲田町上甲立433  （甲田小学校内） | （お太助フォン）  ４５－５１１２  一般電話・携帯からは  050－5855－0222 |
| 向原小学校  向原小学校 | 向原児童クラブ  （1・2・3年生対象）  第2向原児童クラブ  （4・5・6年生対象） | 40人  40人 | 向原町坂60-1 | ４６－３６１１ |



**スポーツ保険の加入が必要なため手続きに時間を要します。**

**途中入会の場合、早めの相談・申請をお願いします。**

　－１－

**Ⅰ**　**安芸高田市放課後児童クラブの運営内容**

**１　目的**

　　　児童クラブは、放課後や長期休業中（春・夏・冬休み）に、就労などにより保護者が家庭にいない児童に、

適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として運営を実施しています。

**２　対象児童**

　　　次の(1)～(2)までの条件**全て**を満たす児童が対象となります。

　　　 (1)小学校に在学している児童。

　　　 (2)保護者及びすべての同居する者（※１８歳未満、７０歳以上の方を除く）が次のうちいずれかの事由

に該当する児童。

①保護者等が就労のため、１週間のうち概ね４日以上、午後５時頃まで家庭にいないこと（※１）。

　　　　　　②保護者が出産予定月から産後2か月の間（出産月を含む）にある場合。

　　　　　　　例：★６月30日が予定日の場合

　　　　　　　　　　　　６月１日から利用可能。利用形態は平日利用とします。

　　　　　　　　　　★7月1日に出産となった場合

　　　　　　　　　　　　8月31日まで利用可能。利用形態は平日利用とします。

　③保護者等が大学・専門学校等へ通学中であること。

　　　　　　④その他児童を保護できない特別の事由があること。（P.６を参考にしてください）

　　　　　　※１　長期休業中のみの利用については、定員または平成３０年度の受入可能人数を超過せず、　児童クラブの運営に支障がない範囲で受け付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件が「**午後５時頃まで**」とあるのを「**昼１２時頃まで**」に緩和します。

**３　実施期間**

　　　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで。ただし、次の休会日を除きます。

【休会日】

　　　　・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

　　　　・年末年始（１２月２９日～翌１月３日）

**４　開会時間**

　　　〇月曜日から金曜日まで　　　　　　　午後２時～午後６時３０分

　　　〇土曜日　　　　　　　　　　　　　　午前８時～午後６時３０分

　　　〇長期休業中及び学校代休日　　　　　午前８時～午後６時３０分

　　　〇短縮授業日　　　　　　　　　　　　　下校時～午後６時３０分

－２－

**５　主な活動内容**

　　　⑴　**生活の指導**

基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身に付けさせます。

　　　⑵　**遊びの指導**

　　　　　遊びを通しての自主性や社会性、創造性を培います。

　　　⑶　**安全確保・健康管理**

　　　　　出欠確認を始めとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

　　　⑷　**家庭との連絡**

　　　　　家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域との連携を図ります。

**６　費用**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平日利用 | 長期休業利用 | | | |
| 全部（春・夏・冬） | 春のみ | 夏のみ | 冬のみ |
| 月3,000円 | 年7,000円 | 1,500円 | 6,000円 | 1,500円 |
| 月末払い | 7月支払 | 年度末支払 | 7月支払 | 12月支払 |

【減額・免除】

2人以上の子が児童クラブを利用する場合は、負担金が減額されます。

生活保護世帯、就学援助受給世帯については、利用は無料です。別途、「被保護者証明書」の写し、または「就学援助費の支給決定通知」の写しを提出してください。※例年、5月末頃に就学援助費の支給決定通知が届きます。

**７　定員等**

　　　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、児童１人あたりの面積（概ね1.65㎡以

上）やクラスの児童数（概ね４０人以下）の基準を定めたことから、各児童クラブにおいて定員を設定し

ています。

　　　　※既に実施している児童クラブの中には、条例施行日に条例の基準に適合することが困難なものがあるため、定員とは

別に受入可能人数を設定しています。

**８　連絡事項・注意事項**

(1)欠席について

　　　　◎　事前に保護者の方が**児童クラブへ電話**でご連絡ください。

　　　　◎　お子さまの口頭による連絡の場合、安全のために保護者の方へ直接確認の電話をさせて頂くことが

あります。

　　　　◎　学校を欠席又は早退した場合には、必ず児童クラブにもご連絡ください。

　　　(2)送迎について

　　　　◎　お迎えに来られる方が普段と違う方の場合は事前に電話でお知らせください。

◎　夏休みなどの長期休業中や土曜日の開会時刻は午前８時です。安全確保のため、お子さまの来所が

　　開会時刻より前にならないよう、ご協力をお願いします。

◎　お迎えは午後６時３０分までにお願いします。午後６時３０分を過ぎる場合は、ファミリー・サポ

ートの利用をご検討ください。

※ファミリー・サポートは、安芸高田市社会福祉協議会（47-1311）が行っている事業です。詳しくは、市役所子育て支援課にお問い合わせください。（47-1283）

－３－

　(3)宿題について

　　　　◎　宿題は来所後すぐに自主的にするように声掛けをし、習慣づけの指導をします。なお、学習指導は行いませんので、宿題の内容についてはご家庭での確認をお願いします。

　　　　◎　下校時刻が遅くなった時や行事に参加する時などには宿題ができないことがありますので、ご理解をお願いします。

　　(4)お弁当・おやつについて

　　　　◎　長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食の無い日には、お弁当と水筒を持たせてく

ださい。来所後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は紛失等、トラブルの

原因になる可能性もありますので持たせないようにお願いします。

　　　　◎　おやつについては、利用料とは別に各児童クラブにておやつ代を徴収しています。

　　　(5)服薬について

　　　　◎　投薬は医療行為にあたるため、児童クラブの指導員は投薬を行うことができません。

　　　　◎　服薬する場合には、お子さまが自分で行うことになります。服薬する場合には安全管理のために、

　　　　　　必ず保護者の方からのご連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについてお知らせください。

(6)学級閉鎖等の場合について

　　　　◎　学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無に関わらず児童クラブを

ご利用頂けません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解ください

ますようお願いします。

　　　(7)異常気象時等の対応について

◎　異常気象時等とは、次の場合をいいます。

　　　　　・安芸高田市域に「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」のいずれか１つ以上が発表された場合。

　　　　　　　※「**大雪警報**」については、小学校によって対応が異なります。

　　　　　・台風の接近等により安芸高田市域に暴風警報等の警報が発表されると判断した場合、もしくは、

　　　　　　判断できないものの、何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上保護者の保護・管理下

におくほうが適切である場合。

　　　　　・不審者の出没・事件・事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である

　　　　　　場合。

　　　　◎　異常気象時等の場合は、原則お迎えをお願いしていますので、連絡が取れるようにしておいてくだ

さい。

　　　　◎　小学校によっては、「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**大雪警報**」が発表された場合でも臨時休校にならない場合もありますので、ご注意ください。

◎　異常気象時等になった場合には、児童クラブは原則として次表（P.5）の対応になります。



－４－

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 気象状態 | 小学校の対応 | 児童クラブの対応 |
| 午前６時の時点で  警報が発令されている場合 | **臨時休校**  自宅待機後の  臨時休校を含む | **臨時閉会** |
| 登校後  警報が発令された場合 | 授業打ち切り  又は  学校待機 | **小学校に準じて「閉会」とする。**  ※小学校が授業打ち切りとなった場合、小学校より保護者に  連絡があるため連絡はしない。 |
| 開会時刻より後に  警報が発令された場合 |  | **閉会の場合、児童クラブより閉会の連絡をさせていただきます。**  原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します。  また、避難が必要な場合、避難所に避難していることがあります。  ※児童クラブにとどまる方が安全と思われる場合、保護者に連絡後待機することがあります。 |
| 警報が発令された後  解除された場合 |  |

【**小学校登校日の場合**】

※児童クラブの状況を市のホームページにて掲示します。**「安芸高田市　子育て支援課」と検索**してください。

　　　【**小学校休業日の場合**】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警報が発令された状況 | | 児童クラブの対応 |
| **午前６時の時点で**  **警報が発令されている場合** | | **臨時閉会** |
| **午前６時より後に**  **警報が発令された場合** | 開会時刻以前に  警報が発令された場合 | **閉会の場合、児童クラブより閉会の連絡をさせていただきます。**  原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します。  また、避難が必要な場合、避難所に避難していることがあります。  ※児童クラブにとどまる方が安全と思われる場合、保護者に連絡後待機することがあります。 |
| 開会時刻より後に  警報が発令された場合 |
| 警報が発令された後  解除された場合 |

※児童クラブの状況を市のホームページにて掲示します。「**安芸高田市　子育て支援課」と検索**してください。

　　　(8)保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のために保護者の方に直接連絡することがあります。

　　　　①異常気象時等で、お迎えをお願いする場合。

　　　　　・台風接近時や大雨時には、気象情報に注意しておいてください。

　　　　②お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合。

　　　　　・お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。

　　　　③欠席の連絡がないのに、来所されない場合。

　　　　　・欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。

　　　　④その他、お子さまの安全確保のために至急連絡が必要となった場合。

　　　(9)その他注意点など

**持ち物には必ず児童のお名前をご記入ください**。

－５－

**Ⅱ　利用手続き（平成３０年度利用）**

　定員又は受入可能人数を超過する場合、選考により利用できない場合があります。

**１　平成３０年４月から利用を希望する方**

1. **配布**配布開始日　　平成29年12月1日（金）～

**必要書類**

◎「**放課後児童クラブ入会申請書**」(児童１人につき１枚お書き下さい。)

◎「**在職証明書**」「**農業従事証明書**」、「**証明書**」いずれかの該当書類。(保育所へ提出される方や、２人以上の子が児童クラブを利用する場合の証明書は、子育て支援課でコピーします。)

◎ **児童クラブ高学年（4～６年生）状況調査**（高学年になると、登録のみで利用されない方がおられるため。）

「**放課後児童クラブ入会申請書**」「**在職証明書**」「**農業従事証明書**」「**その他証明書**」は、市役所　子育て支援課

・各支所・各児童クラブ・安芸高田市ホームページで入手できます。

※提出時に必要書類等に不備があった場合は、必要書類が揃うまで受付できませんのでご注意ください。必要書類についての

お問い合わせは、**子育て支援課（４７－１２８３）**にお願いします。

**申込み** 受付期間　　　平成２９年１2月１8日（月）～平成３０年１月19日（金）

市役所　子育て支援課・各支所へ「放課後児童クラブ入会申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類を揃えて、持参（**郵送は不可**）により、受付期間内に申し込んでください。

　　　※保護者等の事情により、年度途中で児童クラブを利用する必要がある場合、子育て支援課にご相談ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **児童を保護できない事由** | **必要書類（※１）** |
| 常勤、パート等で就労している場合  ※雇用主に雇用されている場合。  ※自営業（代表者が保護者本人で、株式・有限会社の場合。）  ※自営業（雇用されている場合）  ※就職先が決まっている場合 | 在職証明書 |
| 自営業、内職で就労している場合  ※自営業（代表者が保護者本人で、株式・有限会社にされていない場合。） | その他証明書**（※２）** |
| 専業農家の場合 | 農業従事証明書**（※２）** |
| 保護者等が疾病・負傷の場合 | その他証明書**（※２）**  診断書（写し可）  ※在宅の場合は、お受けできない場合もあります。 |
| 親族等を常時介護している場合**（※３）** | その他証明書**（※２）**  診断書・介護保険被保険者証※要介護認定を受けている方  （写し可）  ※在宅で介護している場合は、お受けできない場合もあります。 |
| 産前産後による場合 | 母子健康手帳（写し）（表紙及び出産予定日が分かるページ） |
| 大学・専門学校等へ通学している場合 | 在学証明書（写し可）**（※４）** |
| その他の事由 | 当該事由が確認できる書類又は申立書  （当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの） |

　　－６－

　　　※１　必要書類は、保護者、同居する者それぞれ必要となります。

なお、１８歳未満の方、７０歳以上の方については必要書類の提出はありません。

　　　※２　当該児童を保護できない理由を記載し、民生委員・児童委員に証明してもらう必要があります。

　　　※３　介護者と要介護者両方の必要書類を提出してください。

　　　※４　入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続書類など入学予定が確認

　　　　　　できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、申請時にお申出ください。

後日、入学が確認できる書類を提出してください。学生証は不可。

　　⑵**利用の承諾等**

◎　利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかの確認をし、

　　　　　利用の承諾・不承諾を決定します。

　　　◎　利用希望児童数が多く、定員又は受入可能人数（以下「定員等」という）を超過するため、対象児童

の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、

順位の上位の方から順に定員等に達するまで、利用を承諾します。

|  |
| --- |
| 【**優先順位**】  　ア　学年の低い児童を優先します。（小学校１年生→２年生→３年生→４年生→５年生→６年生）  イ　なお、順位付けが必要となった場合は、受付時間により順位を付けます。 |

　◎　対象児童の要件を満たしているにも関わらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方について

は、利用の承諾を保留します。申込み先の児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位

の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

　　　【利用上の注意点】

・利用に際し、平日利用登録されている方で実際の利用が1ヶ月に数日しかない方、長期利用登録

されている方で期間中の実際の利用が数日しかない方につきましては、待機児童がいる施設では

退会を勧奨させていただきます。

・送迎時間を守られない方につきましては、入所決定時の審査対象とさせていただきます。

**２　長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方**

　　⑴　**申込み**

* 長期休業中のみの利用については、保護者等の就労時間の要件を「**午後５時頃まで**」とあるのを「**昼１２時頃まで**」に緩和します。

　　　◎　「放課後児童クラブ入会申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を揃えて、申し込んでください。（Ｐ.６　必要書類をご確認ください。）

－７－

**３　申込み事項の変更について**

◎　次の場合、「放課後児童クラブ入会現況変更届け」を市役所子育て支援課、または各支所に提出して

ください。

　　　・住所、保護者、家族状況、利用形態など申込事項の変更があった場合。

◎　勤務先が変更となった場合には在職証明書の再提出が必要になります。また、在職証明書の雇用期間が

利用期間中に更新される方は、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してください。

なお、提出がない場合は職場に確認させていただく場合がありますのでご協力をお願いします。

**４　入会取り下げ・退会**

　　◎　次の場合、「**放課後児童クラブ入会取り下げ書**」「**放課後児童クラブ退会届**」を市役所子育て支援課、または各支所に提出してください。

　　　・入会取り下げ：利用申込みをしたが、利用承諾通知を受け取る前に申込みを取り下げる場合。

　　　・退会：利用を辞退する場合。



　　　　　　　※退会について、届出月の料金までとしますので、ご注意ください。

退会届がない場合は、ご利用がなくても料金がかかります。

　　◎　保護者の方の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続する　　　ことはできません。（産前休暇・産後休暇・育児休暇で休職されている場合、退会をお願いします。産前産後で利用されたい方は、必要書類の提出をお願いします。）

　　◎　年度末など、利用期間満了による場合の届出は不要です。

**５　利用の取消し**(安芸高田市放課後児童クラブ条例第９条)

　　(1)　安芸高田市放課後児童クラブ条例に基づく規則の規定に違反した場合。

(2)　詐欺その他の不正な行為により利用の承諾を受けた場合。

(3)　入会承諾の条件又は関係職員の指示及び指導に従わない場合。

(4)　その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認める場合。



－８－

**別添１**

**ご利用手続の流れ（４月からのご利用の場合）**

**１**　**申込書等の配布**

市役所子育て支援課、各支所、各児童クラブにおいて配布。安芸高田市ホームページでも、「放課後児童クラブ入会申請書」「在職証明書」等をダウンロードできます。

・「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」は、市役所子育て支援課又は各支所窓口で入手可能。

**２**　**受付**

市役所子育て支援課、各支所に、①～②の書類を受付期間内に持参により提出（**郵送は不可**）。

　①放課後児童クラブ入会申請書（別添２　記載例を参照）

　②**必要書類**（詳細はＰ.６参照）

**３**　**審査**

市役所子育て支援課にて、提出された書類をもとに、対象児童の要件を満たしているかどうかを確認。

申請書類に確認が必要な場合、電話確認させていただくことがあります。

対象児童の要件を満たしている場合

全員を受け入れると定員等を超える場合

対象児童の要件を満たさない場合

全員受け入れても定員等を超えない場合

**４－１**　**順位付け**

・低学年の児童を優先

・順位付けが必要となった場合は、受付時間より順位付け。

**４**　**利用不承諾の通知**

２月中旬～３月上旬頃に

「児童クラブ入会不承諾書」を送付。

**４**　**利用承諾の通知**

２月中旬～３月上旬頃に

「児童クラブ入会承諾書」を送付。

**４－２**　**利用承諾・保留の決定**

・上記の順位の上位から順に定員等に達するまで、利用を承諾。

・定員を超えた場合、それ以降は順位を付した上で、利用の承諾を保留。

**保留**

**４－３**　**利用承諾保留の通知**

２月中旬～３月上旬頃に「児童クラブ入会不承諾書」を送付。

**４－３**　**利用承諾の通知**

２月中旬～３月上旬頃に「児童クラブ入会承諾書」を送付。

申込先の児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾。

**５**　**利用開始**

「児童クラブ入会承諾書」に記載した利用期間の開始日から利用。

**放 課 後 児 童 ク ラ ブ 入 会 申 請 書**

**別添2**

**記入例**

※児童一人につき、1枚の申請書が必要です。

安芸高田市長 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　２９年　１２月　１８日　提出

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者住所 | 安芸高田市　吉田町吉田７９１ |
|  | あ　　　　き　　　　　た　　ろ　　う  **安芸** |
| 安　芸　　太　郎　　　　　　　　　印 |
| 電 話 番 号 | （　　０８２６　 　）　　４７ 　　－　１２８３ |

下記の内容について、関係機関に調査することに同意し申請いたします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| クラブ名 | ○ ○ 児童　　　　　クラブ | | | | | | 小学校名　　　　○ ○　　小学校 | | | | |
| 入会児童 | 氏 　名 | | | | | 性別 | 生年月日 | | | | 学 年 |
| （ふりがな）あ　き　　じろう | | | | | 男 ・ 女 | 平成○○年　○○月　○○日 | | | | 新  　○ 学年 |
| 安 芸　二 郎 | | | | |
| 希望利用形態  **（どちらかを記入）** | 【平日利用】  **（利用期間内の長期休業含む）** | | | | 平成３０年　４月　１日　～　平成３１年　３月　３１日 | | | | | | |
| 【長期休業期間利用】　□夏・冬・春休み □夏休みのみ □冬休みのみ □春休みのみ  **( 平日利用以外 )**　 （チェックを入れてください。） | | | | | | | | | | |
| 入会理由 | 1. 保護者が日中労働のため、他に児童を見る者がいない。  2．その他 （具体的に記入） | | | | | | | | | | |
| 児　童　の　家　庭　の　状　況（同居するすべての者の状況を記入してください。） | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | 続柄 | 年齢 | 勤務先・学校名等 | | | | 勤務場所 | 勤務先電話番号 | | |
| 安芸　太郎 | | 父 | ３７ | たかたん商店 | | | | ○○市○○町 | （○○○○）○○－○○○○ | | |
| 安芸　高子 | | 母 | ３５ | あじさい美容室 | | | | ○○市○○町 | （○○○○）○○－○○○○ | | |
| 安芸　一郎 | | 兄 | １３ | ○○中学校 | | | |  |  | | |
| 安芸　花子 | | 妹 | ５ | ○○保育園 | | | |  |  | | |
|  | |  |  |  | | | | おやつや、クッキングなど材料に注意しなければいけない場合もありますので、健康状態等を教えてください。 | （　　　　）　　　－ | | |
|  | |  |  |  | | | |  | （　　　　）　　　－ | | |
|  | |  |  |  | | | |  | （　　　　）　　　－ | | |
| 氏名 | | 続柄 | 緊急連絡先（携帯番号等） | | | | | 利用児童の健康等 | | | |
| 安芸　高子 | | 母 | ○○○－○○○－○○○○ | | | | | 持病 （アレルギー含む）の有無 | | （ 有 　・ 　無 ） | |
| 安芸　太郎 | | 父 | ○○○－○○○－○○○○ | | | | | 通院の有無 | | （ 有 　・ 　無 ） | |
|  | |  | －　　　　 － | | | | | 障害・療育手帳の有無 | | （ 有 　・ 　無 ） | |
|  | |  | －　　　　 － | | | | | 集団生活での配慮事項の有無 | | （ 有　 ・ 　無 ） | |
|  | |  | －　　　　 － | | | | | 常備薬の有無 | | （ 有　 ・ 　無 ） | |
|  | |  |  | | | | | その他 | |  | |

春夏冬休みのみ利用

平日（土曜・春夏冬休み含む）

緊急連絡が欲しい順番で記入してください